

内閣参質二〇四第三八号

令和三年三月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねのうち、「全ての府省庁（地方支分部局は含めない。・・・）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年十二月から令和三年二月までの期間において、各府省本府省及び外局の内部部局（以下「各府省内部部局」という。）における、「職員（一般職の職員の給与に関する法律の規定による超過勤務手当及び休日給の支給対象となる職員。・・・）」（以下一及び二について及び三についてにおいて「職員」という。）の「時間外在庁時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に規定する正規の勤務時間以外に在庁した時間として、職員からの報告に基づき把握している時間。・・・）」にあつては統一的に把握していないため、「一般職の職員の給与に関する法律の規定による」「休日給が支給された時間」にあつてはこれを把握し、「超過勤務手当」「が支給された時間」に通算すること等に膨大な作業を要するため、いずれもお答えすることは困難である。

また、お尋ねのうち、同期間において、各府省内部部局における職員の「一般職の職員の給与に関する法律の規定による超過勤務手当」「が支給された時間」については、各府省の「平均の時間」及び「それ

その人数について、府省庁の職員数に占める割合」にあつては調査に膨大な作業を要するためお答えすることは困難であるが、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第二十二條の二の規定により面接指導を行わなければならない職員等に関して、各府省内部部局における、①令和二年十二月において、超過勤務時間（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六條の規定による超過勤務手当が支給された時間をいう。以下同じ。）が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であつた職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であつた職員の数、②令和三年一月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であつた職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であつた職員の数並びに③同年二月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であつた職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であつた職員の数を、各府省ごとにお示しすると、次のとおりである。

会計検査院 ①百十四時間、十五人、二人 ②百二十一時間、十一人、一人 ③九十四時間、八人、零人

内閣官房 ①三百五時間、二十八人、二十人 ②三百六十四時間、十八人、四十九人 ③二百八十三時間、三十人、五十七人

内閣法制局 ①百八十六時間、一人、六人 ②二百三十六時間、四人、十人 ③百八十五時間、四人、五人

人事院 ①九十二時間、三人、零人 ②六十六時間、零人、零人 ③百二十時間、一人、二人

内閣府本府 ①百六十五時間、三十二人、二十四人 ②百九十二時間、三十一人、三十四人 ③二百六時間、七十三人、七十四人

宮内庁 ①九十二時間、三人、零人 ②九十一時間、五人、零人 ③九十六時間、三人、零人

公正取引委員会 ①百一十一時間、九人、一人 ②百七時間、一人、一人 ③百四十一時間、四人、一人

警察庁 ①百七時間、五人、一人 ②百二十八時間、三人、五人 ③百九十四時間、五十人、二十五人

個人情報保護委員会 ①百五十一時間、九人、二人 ②二百三十六時間、二人、一人 ③九十九時間、六人、零人

カジノ管理委員会 ①六十七時間、零人、零人 ②六十四時間、零人、零人 ③九十八時間、一人、零

人

金融庁 ①百四十六時間、三十四人、十五人 ②百七十六時間、四十二人、二十八人 ③二百一時間、五十一人、三十八人

消費者庁 ①百二十時間、八人、三人 ②百三十八時間、九人、四人 ③百四十二時間、九人、七人
復興庁 ①百五十五時間、七人、四人 ②百四十時間、三人、二人 ③二百五十七時間、十一人、十六人

総務省 ①百八十七時間、五十人、三十二人 ②二百三十一時間、四十人、十七人 ③二百十時間、百十三人、六十九人

公害等調整委員会 ①四十一時間、零人、零人 ②三十五時間、零人、零人 ③四十四時間、零人、零人

消防庁 ①九十九時間、三人、零人 ②六十八時間、零人、零人 ③六十八時間、零人、零人
法務省 ①百三十五時間、七人、七人 ②百十二時間、十七人、二人 ③百九時間、十人、一人
出入国在留管理庁 ①百九時間、六人、二人 ②百二時間、十人、一人 ③百四時間、十人、二人

公安審査委員会 ①十二時間、零人、零人 ②九時間、零人、零人 ③五時間、零人、零人

公安調査庁 ①三十時間、零人、零人 ②四十二時間、零人、零人 ③七十一時間、零人、零人

外務省 ①二百十七時間、七十九人、六十八人 ②二百四十六時間、七十八人、六十九人 ③百九十三時間、七十六人、七十二人

財務省 ①二百三十六時間、九十七人、二百八十七人 ②二百六十六時間、八十五人、百五十八人 ③二百二十時間、六十四人、百八人

国税庁 ①百四十三時間、四十一人、十四人 ②百四十八時間、七人、九人 ③百八十二時間、十三人、六人

文部科学省 ①百七時間、十三人、一人 ②百六十六時間、十三人、三人 ③百五十七時間、四十七人、二十二

スポーツ庁 ①九十五時間、八人、零人 ②九十五時間、五人、零人 ③百五十三時間、六人、五人
文化庁 ①六十九時間、零人、零人 ②九十時間、四人、零人 ③百三十二時間、三人、三人

厚生労働省 ①百八十三時間、百四十五人、百七人 ②二百一十一時間、百八十六人、百七十六人 ③二

百四時間、二百六十四人、二百十四人

中央労働委員会 ①四十二時間、零人、零人 ②五十九時間、零人、零人 ③五十六時間、零人、零人

農林水産省 ①百八十七時間、百三人、百十一人 ②百九十四時間、六十一人、六十人 ③二百十時間、百三人、七十九人

林野庁 ①百三十時間、十六人、三人 ②八十時間、零人、零人 ③百二時間、十人、一人

水産庁 ①百四十三時間、十二人、十二人 ②百十二時間、十三人、二人 ③百四十七時間、二十一人、十六人

経済産業省 ①百七十八時間、四十四人、二十四人 ②三百二十六時間、八十七人、九十一人 ③二百七十八時間、百七人、百六人

資源エネルギー庁 ①百八時間、二十六人、三人 ②二百二十時間、五十二人、五十二人 ③百七十五時間、四十四人、七十四人

特許庁 ①百四十九時間、十一人、四人 ②百三十九時間、四人、二人 ③百三時間、八人、二人
中小企業庁 ①百二十九時間、十四人、六人 ②百八十時間、三十一人、三十九人 ③二百二十時間、

三十四人、三十二人

国土交通省 ①百八十七時間、百六十三人、六十九人 ②百七十八時間、七十五人、三十五人 ③二百時間、二百十五人、百十九人

観光庁 ①百二十八時間、八人、十人 ②百三十三時間、八人、五人 ③百三十五時間、十人、十四人
気象庁 ①百八十九時間、十一人、四人 ②百八十八時間、十四人、四人 ③二百一十一時間、二十三人、二十一人

運輸安全委員会 ①八十時間、零人、零人 ②四十五時間、零人、零人 ③八十八時間、一人、零人
海上保安庁 ①百四十八時間、三人、十人 ②百三十九時間、十三人、三人 ③百三十九時間、十九人、十三人

環境省 ①百六十二時間、十三人、十人 ②百九十四時間、四十五人、三十一人 ③百五十一時間、五十七人、二十九人

原子力規制委員会 ①百四十四時間、五人、五人 ②百二十九時間、三人、一人 ③百二十七時間、十人、四人

防衛省 ①四十時間、零人、零人 ②六十時間、零人、零人 ③百二十七時間、零人、一人

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、府省によって人員規模、業務内容等が様々であることから、一及び二についてでお示しした各府省ごとの超過勤務時間が最も長かった職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であった職員の数について、一概に見解をお示しすることは困難である。

四の1について

「直近の「内閣の重要政策」」については、「令和三年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（令和二年七月二十一日内閣総理大臣決定）において、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」（令和二年七月十七日閣議決定）及び「成長戦略実行計画」（令和二年七月十七日閣議決定）に掲げられたものとしており、政府としては、これらに係る取組を推進する体制を重点的に整備することとしている。

令和三年度予算においては、各府省において合理化された定員六千五百八十四人を原資として、内閣の

重要政策を始めとする行政に対する需要（以下「行政需要」という。）に対応できるよう、必要な定員を各府省に再配置することとしている。

四の2及び3の（1）から（3）までについて

社会経済情勢の変化に伴いそれぞれの行政需要やそのための業務量も変化することから、毎年度、定員合理化に取り組んだ上で、合理化された定員を原資とし、その時の行政需要に対応できるよう政府全体で定員の再配置を行っている。その際、定員合理化の要求は全ての部局・課室において一律に行うのではなく、具体的にどの部局・課室において当該要求を行うかについては、それぞれの業務の状況を見て、各府省の判断において決定できることとしている。また、「既存業務」であっても、その時の行政需要に対応できるよう定員の再配置を行っており、これらを通じて行政の適切な運営の確保を図っているところである。

超過勤務の縮減については、従来の業務のやり方のまま単に定員配置を行うのではなく、各府省において、超過勤務の発生要因に応じて、廃止も含めた業務の徹底した見直しや効率化、管理職員による部下職員の超過勤務状況の把握や業務分担の見直し等、管理職員による業務運営の改善を推進するとともに、政

府においては、業務量に応じた必要な定員の措置についても、限られた財源の中で優先順位を考慮しながら、引き続き適切に対応してまいりたい。

四の3の(4)について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び厚生労働省には、新型コロナウイルス感染症への対応のため、多大な負担がかかってきたところであるが、これまでも、必要な人員の確保による体制強化を図るほか、業務分担の見直しやテレワークの推進等により、職員の負担軽減のための対応を行っているところである。今後とも、職員の健康には十分配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応が円滑に遂行されるよう全力を尽くしてまいりたい。